

平成23年9月作成

【平成23年11月 一部改正】

診療情報提供実施規則

入国者収容所東日本入国管理センター

入国者収容所東日本入国管理センター診療情報提供実施規則

(目的)

第1条 この規則は、入国者収容所東日本入国管理センター（以下「センター」という。）に収容されている者（以下「被収容者」という。）又はセンターを出所した者（以下「出所者」という。）の収容中における診療に関し、センターが保有する診療記録に基づく診療情報を提供することにより、センターの診療に対する理解を深めさせるとともに、医療従事者との信頼関係を確保させ、もって適正な医療の実現を図ることを目的とする。

(申出)

第2条 被収容者は、自己の受けた診療情報の提供を求める旨の申出（以下「申出」という。）をするときは、東日本入国管理センター被収容者処遇細則第51条に定める被収容者申出書（別記第20号様式）を提出しなければならない。ただし、センターの医師による診療中に診療情報の説明を求める場合は、この限りでない。

2 被収容者以外の者は、第5条に定める内容の申出に限り行うことができる。

(申出人)

第3条 申出は、被収容者若しくは出所者又はこれらの者から申出の委任を受けた代理人（弁護士に限る。）に限り行うことができる。

2 被収容者又は出所者が16歳未満の場合又は疾病等その他正当な理由により診療情報を理解できず若しくは自ら申出ができない場合は、前項の規定にかかわらず、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹又は法定代理人が申出をすることができる。

(診療情報の説明)

第4条 センターの所長（以下「所長」という。）は、申出の内容が診療情報の説明を求めるものであるときは、次に掲げる場合を除き、センターの医師を通じて、可能な限り当該説明に努めなければならない。

- イ 診療に悪影響を及ぼすおそれがある場合
- ロ 第三者の権利又は利益を侵害するおそれがある場合
- ハ センターの保安上支障を及ぼすおそれがある場合
- ニ その他説明が適当でない事情がある場合

- 2 前項の説明に当たり、必要があると認めるときは、レントゲン写真その他検査記録等の診療記録を示して説明することができる。

(診療情報の書面交付)

第5条 所長は、申出の内容が診療情報に関する書面による説明を求めるものであるときは、入国者収容所東日本入国管理センター診断書等交付事務取扱要領(以下「取扱要領」という。)に基づく診断書等の交付によることができる。

- 2 所長は、申出の内容が取扱要領に定める診断書等よりも詳細な情報の提供を求めるものであるとき又は取扱要領による診断書等の交付が受けられないときは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第13条の規定に基づく開示請求の手続(以下「情報開示請求手続」という。)を案内するものとする。

(申出に対する措置)

第6条 所長は、第2条第1項の申出に対する許否の結果を申出を受けた部門に通知するものとする。

- 2 所長は、第4条第1項の説明を行わないときは、申出を受けた部門を通じて、その旨を当該申出をした被収容者に告知するものとする。
- 3 前条に定める申出に対する措置は、取扱要領又は情報開示請求手続による。

附則

この規則は、平成23年 9月20日から施行する。

この規則は、平成23年11月 7日から施行する。